

令和8年5月28日

令和8年第3回  
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件 名 等	頁
議案第 2 9 号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第 3 0 号	専決処分の承認を求めることについて	9
議案第 3 1 号	専決処分の承認を求めることについて	1 3
議案第 3 2 号	宮代町公告式条例の一部を改正する条例について	1 7
議案第 3 3 号	宮代町行政手続条例の一部を改正する条例について	1 9
議案第 3 4 号	宮代町印鑑条例の一部を改正する条例について	2 1
議案第 3 5 号	久喜宮代衛生組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更について	2 3
議案第 3 6 号	工事請負契約の締結について	2 5
議案第 3 7 号	工事請負契約の締結について	2 6
議案第 3 8 号	工事請負契約の締結について	2 7
議案第 3 9 号	工事請負契約の締結について	2 8
議案第 4 0 号	宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	2 9
議案第 4 1 号	令和 8 年度宮代町一般会計補正予算（第 1 号）について	3 0
議案第 4 2 号	令和 8 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	3 1

## 議案第29号

### 専決処分の承認を求めることについて

宮代町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和8年5月28日提出

宮代町長 新井康之

### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町税条例を改正する必要性が生じたことから、宮代町税条例の一部を改正する条例を専決処分の上、同日に公布したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

宮代町税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和8年3月31日

宮代町長 新 井 康 之

## 宮代町税条例の一部を改正する条例

宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第

5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改

め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3）家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第10条の4第1項第1号中「附則第12条の4第1項第3号」を「附則第12条の3第1項第3号」に改め、同条第3項中「特定被災共用土地納税義務者（以下この項）」を「特定被災共用土地納税義務者（第4号）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の5 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

（2）法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る

賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」

を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3第1項」に、「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3第1項」に、「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3第1項」に、「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3第1項」に、「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3第1項」に、「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3第1項」に、「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の3第2項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び第7条の3第1項」に、「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改め、同条第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び第7条の3第1項」に、「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### (固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の宮代町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(1) 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次号において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(2) 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

### (軽自動車税に関する経過措置)

3 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

(1) この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(2) 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

### (宮代町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

4 宮代町税条例等の一部を改正する条例（平成26年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

## 議案第30号

### 専決処分の承認を求めることについて

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和8年5月28日提出

宮代町長 新井康之

### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町都市計画税条例を改正する必要性が生じたことから、宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分の上、同日に公布したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和8年3月31日

宮代町長 新 井 康 之

## 宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例

宮代町都市計画税条例（平成22年宮代町条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第18項を附則第19項とする。

附則第17項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第8項及び第10項」を「附則第9項及び第11項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第9項及び第12項」に、「附則第9項、第11項及び第12項」を「附則第10項、第12項及び第13項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項を附則第15項とし、附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項を第10項とし、附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第

110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の宮代町都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

## 議案第31号

### 専決処分の承認を求めることについて

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和8年5月28日提出

宮代町長 新井 康之

### 提 案 理 由

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたことから、宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分の上、同日に公布したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものです。

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和8年3月31日

宮代町長 新 井 康 之

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に、「）並びに」を「）、」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,108円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 68円

第23条第1項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 791円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 48円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 317円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 20円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 237円

- イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 396円
- ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 633円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 791円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算出した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算出した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宮代町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 32 号

宮代町公告式条例の一部を改正する条例について

宮代町公告式条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 5 月 28 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

条例の公布等に伴う掲示を、町のホームページ上の電子掲示場に掲示する方法に改めるため、宮代町公告式条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町公告式条例の一部を改正する条例

宮代町公告式条例（昭和30年宮代町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「署名」の次に「（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名を含む。）」を加え、同条第2項中「宮代町役場の掲示場に掲示してこれを行う」を「町公式ホームページに公布の対象となる事項を掲載することにより行うものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他特別の事由がある場合は、宮代町役場の掲示場に掲示して行うことができる。

第4条第1項中「外」を「ほか」に改め、「公布若しくは」を削り、「記入し、町長印を押さなければならない」を「記入しなければならない」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項ただし書の規定を準用して町役場掲示場に掲示するときは、町長印を押さなければならない。

第5条第2項中「「当該機関名」、「町長印」とあるのは「当該機関印）」を「「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、同条第2項中「町長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印）」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（宮代町監査委員条例の一部改正）

2 宮代町監査委員条例（昭和42年宮代町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「に規定する掲示場に掲示して行う」を「の例により行う」に改める。

（財政事情の公表に関する条例の一部改正）

3 財政事情の公表に関する条例（昭和55年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「掲示によりこれを行う」を「宮代町公告式条例（昭和30年宮代町条例第1号）第2条第2項の例により行う」に改める。

## 議案第33号

宮代町行政手続条例の一部を改正する条例について

宮代町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年5月28日提出

宮代町長 新井 康之

### 提 案 理 由

アナログ規制の見直しに関する法令改正により行政手続法が改正されたことに伴い、宮代町行政手続条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町行政手続条例の一部を改正する条例

宮代町行政手続条例（平成9年宮代町条例第13号）の一部を次のように改める。

第13条第1項第2号中「前項」を「前号」に改める。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示板に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項前段中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、同項後段中「第3項」の次に「及び第4項」を、「参加人」と、「」の次に「同項後段中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「掲示を始めた日の翌日」を「当該措置を開始した日の翌日」に改める。

第29条中「第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「第3項後段」を「第4項後段」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第34号

宮代町印鑑条例の一部を改正する条例について

宮代町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年5月28日提出

宮代町長 新井 康之

### 提 案 理 由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、宮代町印鑑条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

### 宮代町印鑑条例の一部を改正する条例

宮代町印鑑条例（平成2年宮代町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条の2中「個人番号カード（」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（これらのうち、」に、「個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第7項（同法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により記録したものに限る。）」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。

## 議案第35号

久喜宮代衛生組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和8年11月30日から、久喜宮代衛生組合の共同処理する事務を変更し、同組合の規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。

令和8年5月28日提出

宮代町長 新井康之

### 提案理由

久喜宮代衛生組合が共同処理する事務を変更し、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

## 別紙

久喜宮代衛生組合規約の一部を変更する規約

久喜宮代衛生組合規約（昭和36年指令地第1714号）の一部を次のように変更する。

第3条第1項中第1号を次のように改める。

(1) 久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター及び八甫清掃センター（し尿処理施設を除く。）の管理運営に関する事務

第3条第1項第2号中「（粗大ごみに限る）」を「（粗大ごみに限る。）」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 資源回収物の処理に関する事務

附 則

この規約は、令和8年11月30日から施行する。

## 議案第36号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 令和8年度 須賀中学校外壁改修工事
- 2 施 工 箇 所 須賀中学校地内
- 3 履 行 期 限 令和8年12月28日
- 4 請 負 金 額 2億3,760万円
- 5 請 負 業 者 埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東570番地  
株式会社大勇建築工業  
代表取締役 深井 伸一

令和8年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

### 提 案 理 由

令和8年度 須賀中学校外壁改修工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

## 議案第37号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 令和8年度 前原中学校外壁改修工事
- 2 施 工 箇 所 前原中学校地内
- 3 履 行 期 限 令和8年12月28日
- 4 請 負 金 額 1億9,800万円
- 5 請 負 業 者 埼玉県南埼玉郡宮代町字東107番地  
金子建設株式会社  
代表取締役 金子 繁子

令和8年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

### 提 案 理 由

令和8年度 前原中学校外壁改修工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

## 議案第38号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名   | 令和8年度 百間中学校外壁改修工事                                  |
| 2 | 施 工 箇 所 | 百間中学校地内  |
| 3 | 履 行 期 限 | 令和8年12月28日   |
| 4 | 請 負 金 額 | 1億5,378万円  |
| 5 | 請 負 業 者 | 埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮二丁目1番2号<br>株式会社木下建設 宮代支店<br>支店長 木下 英介 |

令和8年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

### 提 案 理 由

令和8年度 百間中学校外壁改修工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

## 議案第39号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名   | 宮代町総合運動公園室内プール改修工事（設計施工一括）                        |
| 2 | 施 工 箇 所 | 宮代町総合運動公園地内                                       |
| 3 | 履 行 期 限 | 令和9年3月31日   |
| 4 | 請 負 金 額 | 1億7,270万円   |
| 5 | 請 負 業 者 | 埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎745番地2<br>株式会社中村工業所 宮代営業所<br>所長 瀬口 卓 |

令和8年5月28日提出

宮代町長 新 井 康 之

### 提 案 理 由

宮代町総合運動公園室内プール改修工事（設計施工一括）の請負契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第40号

宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町教育委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 瀧ヶ崎隆司
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和8年5月28日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

現教育委員会の委員の瀧ヶ崎隆司氏を引き続き教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第41号

令和8年度宮代町一般会計補正予算（第1号）について

令和8年度宮代町一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和8年5月28日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

役場庁舎、総合運動公園などの公共施設における設備修繕のほか、国の制度改正に伴うシステム改修及びコミュニティ助成金の交付等に伴い、令和8年度宮代町一般会計予算に3,417万2,000円を追加し、総額を165億8,617万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 議案第42号

令和8年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和8年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和8年5月28日提出

宮代町長 新井 康之

### 提 案 理 由

介護保険制度改正に伴い、電算システムを改修するため、令和8年度宮代町介護保険特別会計予算に51万5,000円を追加し、総額を34億8,104万6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。